

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。お気軽にご興味のあるところだけ、ご笑覧頂ければ幸いです。 弁護士 今津 泰輝

連載 民法（債権法）改正について①消滅時効①

今回からは、重要な改正点の1つである、消滅時効に関する改正について、ご紹介させて頂きま

現行民法の内容

現行民法では、債権（例・売買代金債権）の消滅時効が成立するために必要な期間は、「権利を行使することができる時から10年間」というのが、原則的なルールです（167条1項）。

改正点

不法行為による損害賠償請求権については、「損害及び加害者を知った時から3年間」と定められているため（724条）、10年間というルールは、主に、契約に基づく債権に適用されます。10年間という原則的なルールに対しては、多くの例外が定められています。まず、商行為によつて5年間ということになりました。

時事ニュース 「法定相続情報証明制度」の開始

今年の5月29日から、全国の法務局で、法定相続情報証明制度が始まっています。これまでは、相続が発生した際、遺言が存在する場合を除いて、不動産の相続登記や、預金の払戻しには、法定相続人の範囲を明らかにするため、各法務局や金融機関に、順次、何通もの戸籍謄本を提出しては、原本の還付を受けるということが必要でした。新しい制度は、戸籍謄本を収集するなどした上で、法務局に申出を行うことにより、登記官による認証付きの法定相続情報一覧図の写しの交付を無料で受けられるというものです。法定相続情報一覧図の写しを複数取得し、何通もの戸籍謄本に代えて、各法務局や金融機関に提出することによって、相続手続が円滑に進むようになりました。

相続における預貯金の取扱の変更点

従来、被相続人（亡くなった方）が有していた預貯金は、原則として、相続開始と同時に、相続分に自動的に分割され、共同相続人間で合意がある場合に限り、遺産分割の対象になると解されてきました。

しかし、近時、最高裁が判例を変え、預貯金は、相続開始と同時に自動的に分割されることなく、遺産分割の対象になるという判断を行いました（最大決平成28年12月19日）。そこで、判例変更にもない取扱いが変更されている点について、ご紹介させて頂きます。

【金融機関への払戻し請求】

従来も、共同相続人の一人が金融機関の窓口で払戻しを求めた場合、金融機関にとっては、遺言が存在するか判断できないことなどから、通常、払戻しには応じていませんでした。その場合、裁判所に「仮分割の

【緊急を要する支出への対応】

従来、葬儀費用の支払など緊急を要する支出のためであれば、金融機関も、変更前の判例を前提として、共同相続人の一人による窓口での払戻しに応じる場合がありました。しかし、判例変更後にもなつて、このような払戻しには応じなくなる可能性もあります。その場合、裁判所に「仮分割の

【遺産分割協議への影響】

例えば、遺産が預貯金のみで、共同相続人の一人に特別受益又は寄与分（相続財産に特別の寄与があった場合に認められる取得分）が存在する場合には、従来は、共同相続人間で合意がない限り、預貯金は自動的に分割されてしまうため、特別受益や寄与分を考慮した解決ができませんでした。しかし、判例変更後は、そのようなことがなくなりました。

事務局便り

大手町の憩いの場「ホトリア広場」

第2回目の事務局便りでは、今年、大手町エリアに新たに誕生した「ホトリア」をご紹介します。

大手町の森といえば、「オーテモリ」をご存知の方も多いことと思います。今回ご紹介するのは、大手町ビルの向かい側にある、大手町パークビルディング、大手門タワー・JKビル、大手センタービルを合わせて今年1月に誕生した「ホトリア広場」は、大手町エリアにありながら緑豊かな環境共生型の緑地広場です。

「ホトリア」という名前の由来は、皇居外苑濠を意味する「ほとり」と、場所を表す名詞の語尾「ia」からきており、「お濠のほとりに豊かな空間を」という意味が込められているそうです。思わず口に出したくなる、素敵な名前ですね。

オーテモリに続く新たな憩いの場「ホトリア広場」に、皆様、ぜひ足を運んでみてはいかがでしょうか。（事務局）

